

研究ノート

幼児期の環境教育に関する一考察  
～環境教育のカリキュラム論的考察～

平田孝治<sup>1</sup>・松尾正幸<sup>1,2</sup>・福元芳子<sup>3</sup>・飯盛和代<sup>1,4</sup>

(<sup>1</sup>西九州大学子ども学部子ども学科, <sup>2</sup>西九州大学附属三光幼稚園,  
<sup>3</sup>(認定子ども園)西九州大学附属三光保育園, <sup>4</sup>西九州大学短期大学部)

(平成25年2月12日受理)

**Investigation of Environmental Education in Childhood**  
— Consideration of the curriculum —

Koji HIRATA<sup>1</sup> and Masayuki MATSUO<sup>1,2</sup> and Yoshiko FUKUMOTO<sup>3</sup> and Kazuyo ISAGAI<sup>1,4</sup>

(<sup>1</sup>Department of Children's Studies, Faculty of Children's Studies, Nishikyushu University,  
<sup>2</sup>Nishikyushu University SANKO Kindergarten, <sup>3</sup>Nishikyushu University SANKO Nursery School,  
<sup>4</sup>Nishikyushu University Junior College)

(Accepted February 12, 2013)

**Abstract**

The environmental education of the childhood period is told to be important in a life. The environmental education in kindergartens and nursery schools is very important, because it is to give the family a variety of the interests in environment and much information for domestic education and learning, directly to children and indirectly to family. With the enforcement of the law in Oct. 2012, 'Law about the promotion of the action of the environmental conservation by environmental educations', a kindergarten and a nursery school have to take consistency of the environmental education carried out so far each in 'the aim of the making of person for the sustainable society' and 'the action plan of the prefecture', and it is necessary to take the educational supplementing with various academic viewpoints.

Key words : Kindergarten 幼稚園  
Nursery school 保育園  
Environmental education 環境教育  
Curriculum カリキュラム

## はじめに

地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が深刻化するなかで、環境に対する一人ひとりの関心が高まり、意識や行動、そして社会全体の在り方に大きな転換が求められるものとなり、持続可能な社会システムの実現、[環境立国・日本]に向けた各種施策の展開がなされている。持続可能な社会の開発は、「将来の世代の欲求を充たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義され、国際的な共通理解として以下の4点の内容が挙げられている。<sup>1)</sup>

- ①将来世代に配慮した長期的な視点を持つ（環境のもたらす恵みの継承）
- ②地球の営みときずなを深める社会・文化を目指す（環境を維持し、環境との共存共栄）
- ③持続可能性を高める新しい発展の道を探る（人間としての基礎的なニーズの充足、浪費の排除）
- ④参加・協力、役割分担を図る（多様な立場の人々の連携）

これらの開発において、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義をもっている。環境教育・環境学習の推進においては、平成23年(2011年)「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が平成24年10月から施行されることとなった。

環境教育・環境学習は、「21世紀環境教育プラン」<sup>2)</sup>が示すように、発達段階及びライフステージに応じて、家庭内・学校・企業・施設・地域社会等の取組みの場が設けられている。幼年期の環境教育は、生涯のなかにおいて環境への意識や態度を形成する重要な役割を担っている。幼年期の環境教育・環境学習の場の中心は家庭内にあるが、幼稚園・保育園での環境教育は、子どもたちには直接的に、保護者には間接的に、家庭内の環境教育・環境学習に対して、環境への多様な関心と多くの情報を与えるものとして、たいへん重要である。しかしながら、環境教育の推進の中心は学校教育から始められるものであり、幼児期の環境教育における指導指針等は示されていない。今日に至る環境教育の背景を整理するとともに、本学附属幼稚園・保育園の事例をもとに環境教育のカリキュラム論的考察を行いたい。

## 1. 環境教育に至る背景

我が国が抱える種々の環境問題に対し、今日様々な対策がなされている。今日の環境教育に至る歴史的背景の大略は次のとおりである。日本の環境問題への関心意識は、もとは公害問題に始まっている。公害問題は、戦前からの足尾銅山鉍毒による環境汚染に始まるが、主に戦後の日本経済産業の発展に伴って、各地で水質汚染や大気汚染などが生活ばかりか生命をも脅かす深刻な問題となった。戦後の高度経済成長期となる1950-1960年半ばを中心に公害問題は深刻となり、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、水俣病、新潟水俣病は四代公害病として国内で大きな問題となった。これを契機に、これまでの戦後復興の経済成長を重視するなかで、国・国民は生活の場としての国土環境の保全に意識を向けるようになった。公害問題は、大気汚染・水質汚濁・騒音・地盤沈下・悪臭・振動・土壌汚染が採り上げられ、これらに対して人の健康または生活環境への被害を防ぐために、昭和42年(1967年)公害対策基本法が制定され、昭和44年(1969年)に「公害白書」がとりまとめられた。この際、土壌汚染についてはまとめられていなかった。このころ、アメリカ合衆国では、環境教育法(1970年)が制定され、ストックホルムで開催された国連人間環境会議(1972年)では、「環境問題の教育・情報・社会および文化的側面」のなかで、環境教育の必要性が議論された。また自然環境に対しては、1971年にラムサール条約(水鳥湿地保全条約)、1975年にはワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)の国際的条約が制定された。古くは、1687年徳川綱吉の「生類憐みの令」が知られるところであり、世界的にも先駆的施策を設けていた。近代日本は1980年に、それぞれの条約に加入、締約を行っている。国際的な環境保全の動きに合わせ、1972年に「公害白書」を「環境白書」へと名称を変更してきた経緯がある。そのため環境白書においては、歴史的背景から公害問題に対する状況と施策が広くとり上げられたものとなっている。その後、平成5年(1993年)に環境基本法が制定され、平成12年(2000年)に循環型社会形成推進基本法、平成20年(2008年)に生物多様性基本法が制定された。現在の環境白書においては、これらの基本法に基づく報告がなされるに至っている。この間には、温室効果ガス削減による地球温暖化の防止に関する国際会議(気候

変動枠組条約締約国会議)において、1997年「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」が結ばれた。2008年の洞爺湖サミットでは、主要課題の一つとして環境・気候変動が取り上げられ、低炭素社会を目指す重要なサミットとなった。

環境教育等への施策として、平成15年(2003年)に「環境保全のための意欲増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定された。これが後の平成23年(2011年)「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境保全活動・環境教育推進法)となり、平成24年10月から施行するものとなった。平成23年の「環境白書」からは、総合的な施策等に関する報告として5項目(・持続可能性と豊かさ・地球と人との確かなつながり・地球のいのちを未来につなぐ・持続可能な社会の実現に向けた日本の貢献・東日本大震災からの復興に向けて)、各分野の施策等に関する報告とその施策として6項目(・低炭素社会の構築・大気環境、水環境、土壌環境等の保全・循環型社会の構築に向けて・化学物質の環境リスクの評価管理・生物多様性の保全及び持続可能な利用・各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策)がとりまとめ報告されている。

## 2. 環境教育について

環境白書では「各主体の参加及び国際協力に係る施策」の第7節「環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の推進」において、次の4つの推進事項を取り上げている。

①〈環境教育・環境学習の推進〉「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が平成24年10月施行され、その推進として「21世紀環境教育プラン～いつでも(Anytime)、どこでも(Anywhere)、誰でも(Anyone)環境教育AAAプラン～」<sup>2)</sup>が計画された。これは関係府省が連携して、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供することを目的に実施されている。平成24年度版では、表1(白書表記の表6-7-1)をはじめとした環境教育・環境学習に関する各種施策を実施している。

②〈環境保全活動の推進〉市民、事業者、民間団体への支援として指導・助言を行う環境カウンセラーの登録や、各種環境保全活動への助成やセミナー開催などを実施している。また各主体のパートナーシップの取組み支援として、各地域に環境パー

トナーシップ形成促進拠点を設け支援を行っている。ライフスタイルの変革に向けた取組みとして、レジ袋削減の次の取組として、平成22年度より「マイボトル・マイカップキャンペーン」を新たに展開し、環境負荷削減の効果を検証している。

③〈国連「持続可能な開発のための教育の10年」の取組(平17~27)〉ESD-Jの活動を中心に普及活動を行っている。また産学官民の連携による環境人材育成を推進している。

④〈環境研修の推進〉国及び地方公共団体等の職員等を対象に、行政、国際、分析などの各種研修を実施している。

これら推進事項のうち①及び③は、幼児期の環境教育を実施する上で、事例を含めて指導上の指針を与えうる多くの情報が示されている。

## 3. 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」施行への対応と実践について

環境教育や環境学習は、幼稚園教育要領や保育所指針には直接に示されておらず、現実的には実際に園で計画される指導要領や保育指針等の中にねらいを設けて実施するものと考えられる。本学附属幼稚園・保育園では、これまでの幼児期の環境教育に関する実績をもとに、平成19年より心育・食育・環育(環境教育)を教育目標の3つの柱として設け、各教育・保育の目標を掲げ2歳児からの年間指導計画をたて実践してきたが、平成24年10月より、法が示す環境教育の概念を如何に教員が受け入れて実践して行くか、教育・指導上の指針等が関係府省等から未だ示されていないために、現場においてはこれで良いのであろうかといった戸惑いは少なからずある(活動の実践事例の資料は挙げられているが、指導計画事例等のとりまとめについては、現在作成途中の段階にあるものと推察される)。そこで既存のカリキュラムのなかに、如何に環境教育が位置づけられ盛り込まれるのかを理解することが基本的な検討課題と言える。そのため環境教育のカリキュラムを改めて検討・整理し、理解していくことが求められる。

小学校での環境教育は、既に文部科学省が学校における環境教育の推進として「環境教育指導資料」<sup>3)</sup>を作成しており、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における環境教育に関する実践事例、

表1 環境教育・環境学習に関する施策の例

	施策名	実施省	概要
人材の育成	水俣病経験の普及啓発セミナー	環境省	「水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉委員会第2回会合」の会場において、会議参加者を対象とする水俣病経験の普及啓発セミナーを実施。
	アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業	環境省	平成19年度に策定した「アジア環境人材育成ビジョン」に基づき、アジアの環境人材を育成するため、産官学民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」等と連携しつつ、大学で活用できる教育プログラムの開発及びアジア環境大学院ネットワーク（ProSPER, NEet）の構築の取組を行った。
情報提供	こども環境白書	環境省	環境保全に関する意識の啓発を図るため、環境白書の小中学生向け簡易版を作成し、環境教育教材として主に教育委員会を通じて参考配布するとともに、インターネットで公開。
	大気環境保全に関する普及啓発事業	環境省	市民参加による酸性雨の簡易測定の実施、「大気汚染防止推進月間」における各種キャンペーン、全国星空継続観察、音環境モデル都市事業等の大気環境保全に関する普及啓発の実施。
	ECO学習ライブラリー	環境省	学校や企業、地域、家庭など、それぞれの場面に応じた環境教育・環境学習のデータベースをインターネットで公開。
場や機会の拡大	青少年体験活動総合プラン	文部科学省	自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年のさまざまな課題に対応した体験活動を推進。
	「五感で学ぼう！」子ども体験プロジェクト	文部科学省 農林水産省 国土交通省	関係省庁と連携し、農山漁村での五感で学ぶ体験を通じて、人としての豊かな成長など次世代を担う子どもたちの育成を図るとともに、自然と人との共生や生物多様性保全について子ども達をはじめ関係者の理解を深める。
	エコスクールパイロット・モデル事業	文部科学省 経済産業省 農林水産省 環境省	環境負荷の低減や自然との共生に対応するとともに、環境教育の教材として活用できる学校施設の整備普及・啓発を目的として、関係省庁と連携し太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進。（平成23年度：134校認定）
	自然再生事業対象地の環境学習への活用	農林水産省 国土交通省 環境省	自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力を努める。
	自然大好きクラブ	環境省	さまざまな自然とふれあいの場やイベント等に関する情報について、インターネット等を通じて幅広く提供。
	遊々の森	農林水産省	国有林野を学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定・活用を推進。
	ふれあいの森	農林水産省	国有林野を国民による自主的な森林づくり活動の場として利用できる「ふれあいの森」の設定・活用を推進。
	森林・林業体験交流促進対策	農林水産省	国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施。
	木育（もくいく）	農林水産省	市民や児童の木に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら材料としての木材の良さやその利用の意識を学ぶ教育活動「木育」を推進。
	自然とのふれあい推進	環境省	「みどりの月間」（4/15－5/14）「自然に親しむ運動」（7/21－8/20）、「全国自然道を歩こう月間」（10月）「平成23年度自然公園ふれあい全国大会」（10月）などを通じて、自然とふれあうさまざまな行動を全国各地で実施。
	地域におけるESD取組強化推進事業	環境省	持続可能な地域づくりに向けたESDのモデル実践の成果を踏まえ、地域に根ざしたESDの取組を全国的に普及させるため、ESDの活動登録制度（+ESDプロジェクト）を開始するとともに、ESD活動の実践者等が互いに学びあい、連携のきっかけを作るための場として「ESD学びあいフォーラム」を開催した。
	21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト	環境省	文部科学省、厚生労働省が推進する「効果後子どもプラン」と連携し、放課後に子どもたちが集う教室等に導入可能な環境教育プログラムの作成、モデル授業の実施。
	森林の多様な利用・緑化の推進	農林水産省	子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施。
	森林づくり国民運動推進事業	農林水産省	全国植樹祭等の緑化行事の開催、幅広い層による森林づくり活動、企業等に対する森林づくり活動の働きかけ等への支援を実施。
	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	文部科学省 国土交通省 環境省	身近に存在する川などの水辺における環境学習・自然体験活動を推進するため、市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となった体制の整備を行うとともに、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等を行っている。
	学校エコ改修と環境教育事業	環境省	学校校舎における環境負荷低減のための改善等のハードの整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施。
	環境カウンセラー登録事業	環境省	環境保全に取り組もうとする市民や事業者等に対して、環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与・助言または指導を行える人材を環境カウンセラーとして登録。

【環境白書】（平成24年度）より

あわせて家庭や地域との連携、社会教育施設等との連携を図った実践事例について取り上げ、環境教育としての視点や事例活用に当たっての留意点等を明確にしている。一方、幼児期の環境教育においては、指導資料に相当する取りまとめられた資料は未だ提示されていない。これは、幼稚園教育が、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とするために、指導要領自体が幼児期の環境教育の内容を含めているためと考えられる。しかしながら、法の施行に伴って、何を以て環境教育とするのか、従来実施してきた環育が環境教育となるものかなど、改めて教員の戸惑いも少なからずある。平成20年日本学術会議「学校教育を中心とした環境教育の充実に向けて」の提言においては、環境に対する態度や問題意識は、幼少期の体験に大きく左右されるものであり、このため環境問題に敏感な国民の育成には、幼少期の自然体験や農業体験が強く求められるものとし、幼児期から児童期、青年期に至るまでの環境教育を体系化し、各教科と発達段階での環境教育のねらいと目標を関連づけた骨格を示し、それらを整理統合し、教員や学習者が自ら体験し、感じ、理解し、考え、そして行動していくというプロセス重視型の展開が不可欠であることが言われている。

本学附属幼稚園・保育園が所在する佐賀県の環境教育基本方針（平成16年）では、家庭の役割として、

「家庭は、特に幼年期及び就学年齢期の子どもたちの環境教育の場として、おとなが、省エネルギーやごみの減量・分別、グリーン購入など、環境に配慮した日常生活を積極的に実践することなどにより、子どもたちに環境に配慮する意識や行動の重要性について伝えていく役割を担うもの」としている。家庭で推進していくものとしては、電気、ガス、ガソリン等の省エネルギーの実践、ごみの減量化・分別の実践、環境に配慮した商品の購入（グリーン購入）が挙げられている。学校等の役割として、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの学校や保育園、児童館・児童センターなどの施設は、幼年期から就学年齢期の子どもの環境教育の場として、様々な活動を通じ、児童・生徒が環境に配慮し、環境を大切にする心を育むとともに、実践活動を行うことができるように教育する役割を担うもの」としている。学校等で推進していくものとしては、環境への関心を育み、高めるため、授業や課外授業等をはじめ学校や施設におけるあらゆる機会を利用し、環境教育を行うこと、電気、ガス、ガソリン等の省エネルギーの実践、ごみの減量化・分別の実践、環境に配慮した商品の購入（グリーン購入）が挙げられている。現在佐賀県では、第2期佐賀県環境基本計画（平成23年10月策定）をもとに、佐賀県環境教育基本方針から新たな「佐賀県環境教育等基本方針及び行動計画」の策定を平成25年に向け検討を行っている。

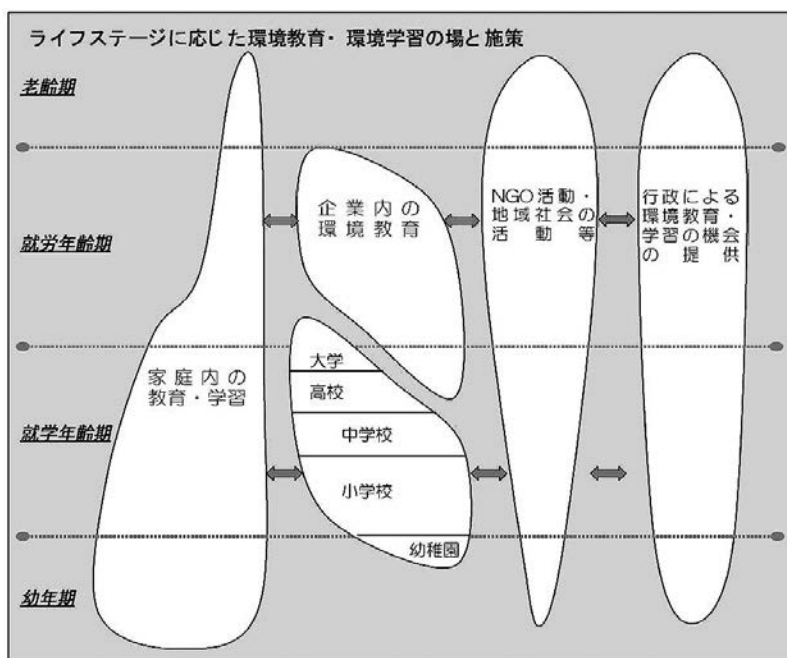


図1 ライフステージに応じた環境教育・環境学習の場と施策

環境省『環境教育等検討チーム報告書』（平成12年）より

# 持続可能な社会に向けた人づくり

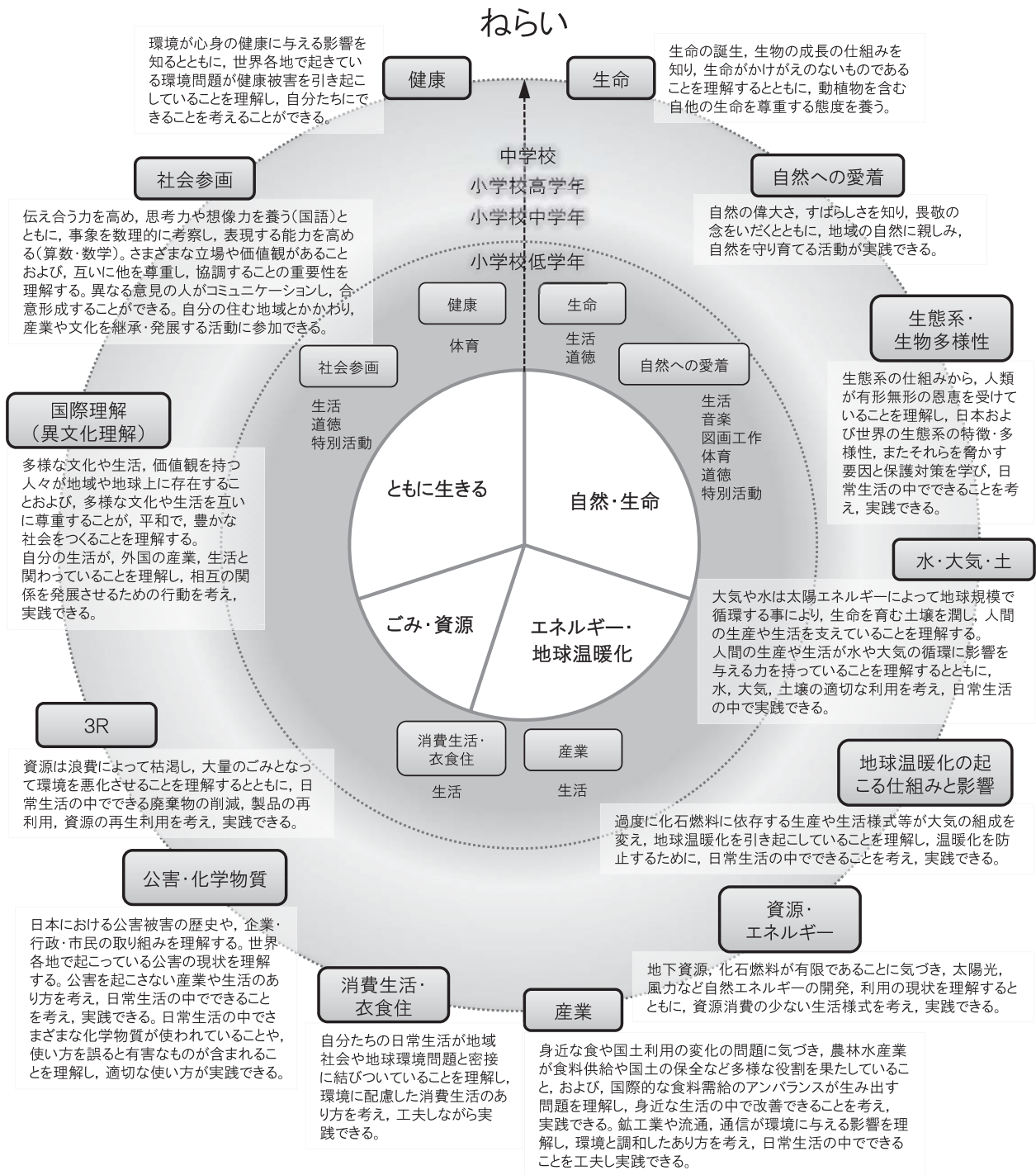
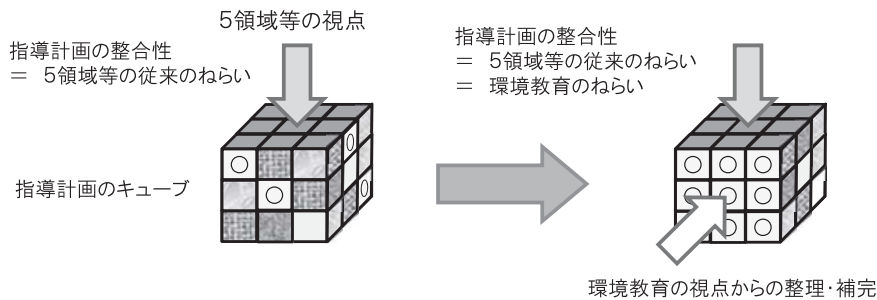


図2 授業に活かす環境教育のねらい (抜粋)

ECO 学習ライブラリー (<http://www.eeel.go.jp/>) より



環境教育の分野	ねらい
A 共に生きる	1 国際理解(異文化理解) 2 社会参画 3 健康
B 自然・資源	1 生命 2 自然への愛着 3 生態系・生物多様性
C ごみ・資源	1 公害・化学物質 2 3R
D エネルギー・地球温暖化	1 地球温暖化の起こる仕組みと影響 2 資源・エネルギー 3 産業 4 消費生活・衣食住
E その他	

指導計画	5領域					環境教育の分野				
	健康	人間関係	環境	言葉	表現	(A) ともに生きる	(B) 自然・生命	(C) ごみ・資源	(D) エネルギー・地球温暖化	(E) その他
一学期	四月	・指導内容1 ⇒ A3				3・指導内容1 (+環境教育)のねらい				
	五月									
	六月									
	七月									

図3 環境教育のカリキュラム化の概念図(ねらいのマトリックス化)

他県の例として、兵庫県の環境学習環境教育基本方針(平成18年)においては、幼児期、小学生低学年のライフステージに対して、「家庭において、ものを大切にする‘もったいない’の精神や、ものを得るまでの様々な労苦に対する感謝と敬愛の念を育むとともに、ごみのポイ捨てを行わないなど、環境に配慮した生活習慣を身につけさせる。また、日常生活や集団生活の中で、周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもってかかわれるよう、体全体で自然と親しめる機会を与える。この体験を通じて豊かな感受性を育み、自然の希少性、神秘性や生命・環境の

大切さを体感させる。」とある。

県の方針例を示すとおり、幼児期の環境教育の場の中心は家庭内にある(図1を参照)<sup>4)</sup>。幼稚園・保育園における環境教育は、子どもたちに直接的に、保護者には間接的に、家庭内の環境教育・環境学習に対して関心を与え、情報を提供する場として果たす役割は大きい。

幼稚園・保育園における環境教育は、子どもの発達段階に応じた連続的な学び、とりわけ授業に活かす環境教育のねらい(図2を参照)や学年別・教科別ガイド<sup>5)</sup>、そして「環境教育指導資料(小学校編)」<sup>3)</sup>

が示す小学校低学年における環境教育，持続可能な社会に向けた人づくりの最終的なねらいに意識のベクトルを向けながら教育上の行動計画を発達段階に応じながらねらいを設定する必要がある。このねらいは指導要領・保育指針のねらい，そして今後策定される県の環境教育方針と行動計画との整合性を整えていくことが大切になると考えられる。そこで，幼稚園指導要領・保育所指針をもとに既に作成されている発達段階に応じた指導のねらいを，環境教育の4分野と各目標に当てはめ，不足の内容について補完するカリキュラムマップの作成を提案する。この際，自然体験や農業体験などの体験学習が，各ねらいの要所に組み込まれ，充実することが求められる。カリキュラムマップ作成の概念を図2に示す。これは，従来の指導要領や指針との整合性をとる指導計画に対して，環境教育のねらいの側面からの整合性をとるものである。指導計画の二面性を整理することによって教員は，環境教育への具体的な意識が明確になり，子どもたちは段階のプロセスを踏みながら効果的に学習することが可能となると考える。

教員自らが，持続可能な社会に向けた人づくりのねらいを意識して子どもたちと共に関わっていくことは，子どもたちにとって啓蒙者としての役割においてたいへん重要であると考え，この行動が環境教育に不可欠な要素であると考え。また，多様な教育・学問的視点から関心へのアプローチを考慮することで，より効果的な理解が与えられるものと考え。教育・学問的視点からは，自然保護教育，公害教育，人間生態学，環境倫理，環境科学などが挙げられており<sup>6)</sup>，多様な視点からのアプローチが，自然との関わり，そして人間との関わりの理解を深め，具体的な行動を伴う態度の育成につなげていくことができるものと考え。法の施行による教員の戸惑いの解消に対しては，研修等において既に環境教育を実践しているという自信を持たせる必要もある。事実，環境教育の内容を大別すれば，〈人間と自然〉，〈人間と人間〉の，それぞれの関係理解に始まるものであり，幼児期における環境教育は幼稚園教育・保育そのものとも言える。環境教育は，今後社会の変化に応じてそのねらいや在り方なども変容するものと考え，時代の変化に対応した改善を継続的に検討していくことが求められる。

## 参考文献

- 1) 環境省・文部科学省 『「つながり」に気づき，あなたから始めよう。－環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進について－』平成17年1月。
- 2) 環境省・文部科学省・農林水産省・国土交通省 連携事業「21世紀環境教育プラン～いつでも (Anytime)，どこでも (Anywhere)，誰でも (Anyone)，環境教育 AAA プラン」パンフレット，平成23年6月。
- 3) 国立教育政策研究所教育課程研究センター 『環境教育指導資料 (小学校編)』平成19年9月。
- 4) 環境省 『環境教育等検討チーム報告書』平成12年5月。
- 5) 環境省・文部科学省連携事業：環境教育実践のための情報サイト ECO 学習ライブラリー (<http://www.eeel.go.jp/>)，(平成24年2月)。
- 6) 日本理科教育学会編 『理科教育学講座 6 理科教材論 (上)』「第3章環境教育のための教材論」東洋館出版 (平成4年10月)。